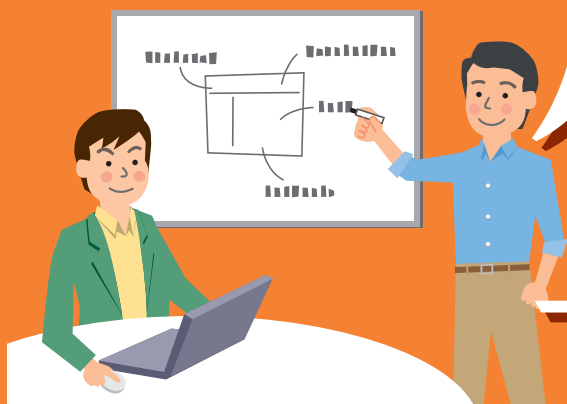


税起 制業 心 援

新しい企業を応援する投資家を優遇します。

エンジェル税制



新しい企業を応援すると

(エンジェル税制)

Point 1 サービス業・小売業・IT企業を

Point 2 創業者や役員・従業員が自身の

※対象企業の要件： 中小企業であること。創業
特定の株主グループが大半

※個人投資家の要件： 金銭の払い込みで株式を取

優遇 A

所得税の控除 が受けられます

いずれかが

投資家 A さんの場合



パン屋を始めた地元の友人に
100万円 投資しました。
20万円 も税金が戻ってきました。

こんな方におすすめ

給与や事業の所得で主な収入を得ている人

投資時点の優遇措置

所得金額（年収）	500万円
対象企業への投資額	100万円

対象企業への投資額をその年の総所得金額から控除。
※創業から3年未満で黒字化していない企業

個人投資家の年収と投資額によって戻ってくる税金の額が下の表のように異なります。

		創業間もない企業への投資額					
		300万円	250万円	200万円	150万円	100万円	50万円
個人投資家の年収	1500万円	98.9万円	82.4万円	65.9万円	49.4万円	32.9万円	16.4万円
	1000万円	74.2万円	63.7万円	52.2万円	40.7万円	29.2万円	16.4万円
	500万円	33.2万円	33.2万円	33.2万円	28.2万円	20.0万円	10.0万円

(注) 所定の条件により計算しており、必ずしも上記金額を保証するものではありません。

投資家にメリットがあります。

含む、ほぼすべての業種が対象となります。

会社に出資した場合でも利用できます。

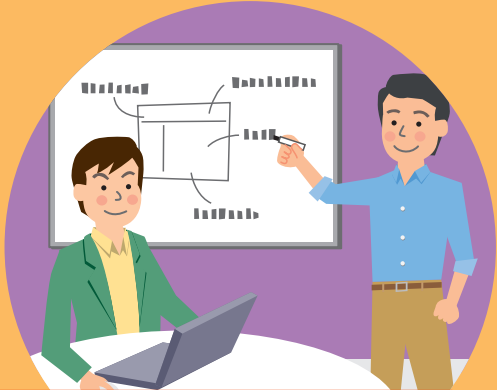
から一定期間内であること。新しい取組をすること。
を占めていないこと。など
得すること。同族会社の場合、一定の出資比率要件を満たすこと。など

利用できます

株式譲渡益の控除が受けられます

優遇 B

投資家 B さんの場合
会社経営者 (株式で譲渡益あり)



アプリを作ってる若者たちに
200万円 投資しました。
40万円 も税金が戻ってきました。

こんな方におすすめ

株式の譲渡益で収入を得ている人

投資時点の優遇措置

株式売買時の株式譲渡益	200万円
対象企業への投資額計	200万円

対象企業への投資額をその年の他の株式譲渡益から控除。
※創業から 10 年未満の企業

個人投資家の年収と投資額によって戻ってくる税金の額が下の表のように異なります。

		創業間もない企業への投資額					
		300 万円	250 万円	200 万円	150 万円	100 万円	50 万円
株式売却による利益 (未上場企業の場合)	300 万円	60 万円	50 万円	40 万円	30 万円	20 万円	10 万円
	200 万円	40 万円	40 万円	40 万円	30 万円	20 万円	10 万円
	100 万円	20 万円	20 万円	20 万円	20 万円	20 万円	10 万円

(注) 所定の条件により計算しており、必ずしも上記金額を保証するものではありません。

地域住民の出資で 名産品を

株式会社 AFT（長野県千曲市）
代表取締役 高松 義久 氏



主力商品は生の杏の酸味を残した風味が特徴の「半生あんず」。
地域住民の出資が生産の拡大に貢献。

地域活性化の 一翼を担うために創業

千曲市は「あんずの里」として有名な地域であり、全国の生産量の3割を占める。しかし、収益性を高めるために杏の加工食品を拡大することが課題となっていた。

高松社長は、先代より続く市内でも有数の杏農家。農業を通じた地域活性化を目指し、杏のジャムやシロップ漬けを製造するAFTを2011年3月に創業。経営相談をした長野県中小企業振興センターの専門家からエンジェル税制を活用した資金調達のアドバイスを受けたことをきっかけに、地域住民に「杏を使った名産品による地域おこし」を提案して出資を募った。その結果、地元の杏を応援したいと思う千曲市住民を中心として1,420万円を調達。さらに、自己資本が増強されたことから、日本政策金融公庫の農業経営基盤強化資金の融資を受けることもできた。

地域の名産品を目指して

これらの資金をもとに、生産設備を拡充し、他社にも委託加工をしていた加工品の生産を自社加工とする。コストの低減とともに、きめ細かな加工を行うことで、杏の風味を活かした新しい「半生あんず」を開発・ブランド化して地域の名産品とすることを目指す。なお、高松社長は、杏を起点に他の作物の加工も手がけて日本の農業の活性化を図っている。



収穫期を迎えた杏の実

経済産業省の調査※では、未上場企業への投資の理由として「企業の成長プロセスを楽しみたかった」44%、「その企業に投資を行う責任を感じた」27%、「社会に貢献したかった」27%などが示されています（%は複数回答の比率）。エンジェル税制は社会貢献を意識する投資家を応援します。

※個人投資家によるベンチャー企業等への投資活動の実態に関する調査



自社加工で、より杏の風味を活かした新商品を開発

エンジェル投資家からの出資で 先端技術を製品化

株式会社イデアクエスト（神奈川県川崎市）
代表者：代表取締役CEO 坂本 光広 氏

高齢者や赤ちゃんにやさしい診断・見守り機器の製品化を展開中。
事業に賛同する投資家の資金が大学発ベンチャーの立ち上げに貢献。

画像センシング等の大学の 発明を実用化するために創業

イデアクエストは、慶應義塾大学理工学部の中島名誉教授が開発した生体画像センシング技術の実用化を目指す。ベンチャー経営の実務に詳しい坂本氏とともに設立した大学発のベンチャー企業である。新しいセンサーを使ったシステムで人の呼吸状況を高精度に把握することを実現し、高齢者や乳幼児の見守りや無呼吸症候群の診断等を行うことのできる機器を開発。医療・福祉分野での事業展開を図る。

社長・大学の人脈を活用し 企業家等の個人投資家から 資金調達

坂本社長は、設立当初に創業資金のための投資を投資会社や金融機関に求めたが、リスクが高いとの理由でことごとく断られた。知人の経営者や慶応大学のメンターグループに相談

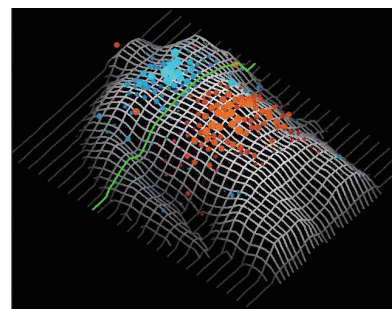
したところ、エンジェル税制を活用し、エンジェル投資家からの出資を募ってはどうかとの助言があった。そこで、数多くの企業家等に事業の先端性や可能性を説明して出資を依頼したところ、14人のエンジェル投資家から6,400万円の出資を受けることができた。坂本社長と中島名誉教授は、優れた技術で医療福祉や介護の効率化、サービスの質の向上を図るべく、海外展開も視野に入れて事業を進めている。

エンジェル投資家とは：

語源は、演劇への資金供給をする裕福な個人で、創業間もない企業への資金供給者を指します。アップル、アマゾン、グーグルなど米国の成長企業もエンジェル投資を受けスタート。日本ではソニーも創業初期に「銭形平次」の原作者の野村胡堂からエンジェル投資を受けています。エンジェル税制はエンジェル投資家の活動を応援します。



アーム先端から赤外光を照射し、基部のカメラで撮影した画像から動きを解析



画像センシングで睡眠中の呼吸を自動診断

友人の出資を支えに 新たなスタート

株式会社 IMO（東京都新宿区）
代表取締役 出井 武泰 氏



サツマイモを使ったスイーツを加工・販売する「おいも王国」を運営。
友人からの出資が創業資金に。

被災から友人の応援と出資で 再出発

出井社長は、飲食店チェーンのオーナーとして活躍していたが、リーマンショックの影響で廃業。その後、東日本大震災で家財を流され途方に暮れる毎日を過ごしていた。

そんな中、以前の仕事仲間から、再び仕事することを強く勧められ、飲食店経営の経験を活かすべくサツマイモの加工商品を販売する「おいも王国」を2011年9月に設立した。創業メンバーは被災して職を失ったトラック運転手などを加えた3人。

会社設立に当たっては、友人が出資してくれることになり、調理機器などに必要な事業資金500万円を調達。友人の出資分はエンジェル税制で所得控除され投資負担が軽減できた。また、原材料取引先の会社からも、販路拡大につながるとして出資を受けることとなった。エンジェル税制

の書類作成は友人の司法書士に手伝ってもらい随分助かった。

自転車の行商でヒット

新たなスタートを切ることができたことで、再び生き活きた出井社長が戻ってきた。味にこだわったものの、単に売るだけでは注目をされないため、「自転車での行商」というスタイルで大学芋を売り歩くことにした。これがテレビでも取り上げられ、百貨店やショッピングセンターの催事から声がかかるようになった。出井社長は、友人の応援でスタートした事業を安定させた後は、新しい事業を更に起こしていくという夢を持つ。

経済産業省の調査では、未上場企業への投資の77%は、投資を受ける企業の経営者の友人や知人から。エンジェル税制は友だちを応援したいという「想い」の後押しをします。



出井 武泰 氏

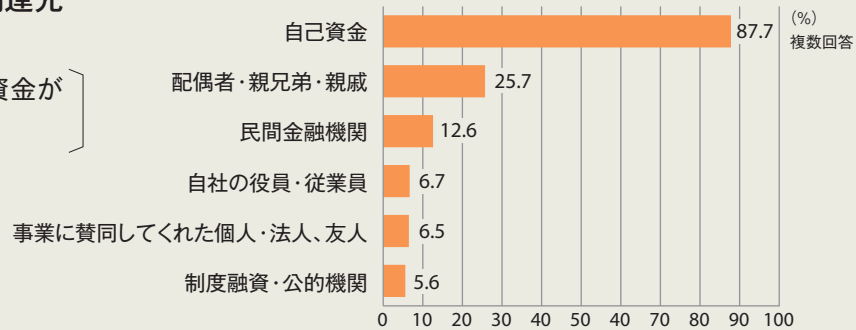


街なかで目を引く自転車は走る広告塔

「出資」は起業家・中小企業の資金調達の重要な選択肢。税制で応援します。

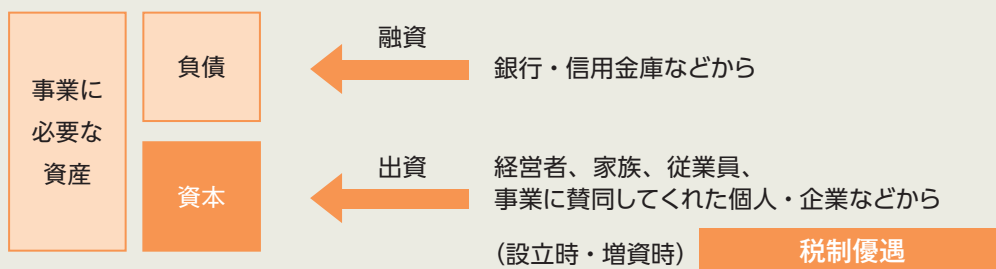
■ 開業費用の調達先

〔身近な人の資金が
起業を応援〕



〔新規開業白書〕日本政策金融公庫総合研究所

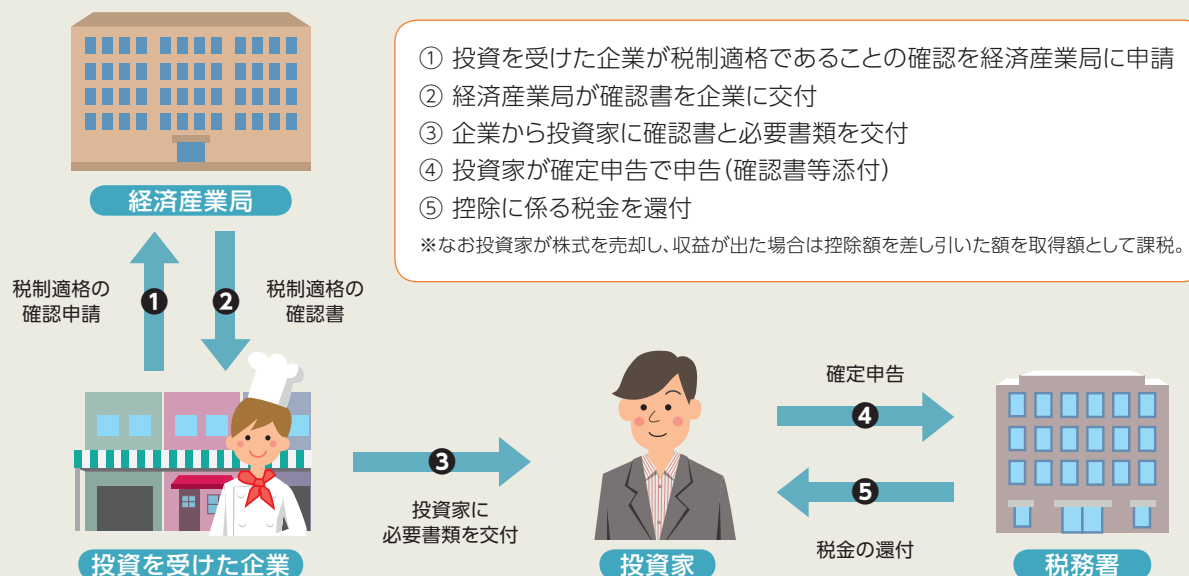
■ 資金調達の方法



起業家の皆様への留意事項

- ビジネスプラン、資本政策(株主構成・資金調達計画)を十分に検討しましょう。
- 投資家は会社の「所有者」になります。投資目的、人柄等を精査しましょう。
- 適切な投資契約を結びましょう。(経営者と投資家のルールづくり)
- 投資家に対して定期的に事業報告・財務報告をしましょう。

手続きの流れ



都道府県庁におけるエンジェル税制利用相談窓口

平成29年4月10日現在

地域	都道府県	所在地	担当部署	問合せ先(TEL)
北海道	北海道	北海道札幌市中央区北3条西6丁目	経済部地域経済局中小企業課	011-204-5331
	管轄局 → 北海道経済産業局 産業部中小企業課 011-700-2251			
東北	青森県	青森県青森市長島1-1-1	商工労働部地域産業課	017-734-9374
	岩手県	岩手県盛岡市内丸10-1	商工労働観光部経営支援課	019-629-5546
	宮城県	宮城県仙台市青葉区本町3-8-1	経済商工観光部中小企業支援室	022-211-2745
	秋田県	秋田県秋田市山王3-1-1	産業労働部商業貿易課	018-860-2244
	山形県	山形県山形市松波2-8-1	商工労働観光部中小企業振興課	023-630-2359
	福島県	福島県福島市杉妻町2-16	商工労働部産業創出課	024-521-7283
	管轄局 → 東北経済産業局 産業支援課 022-221-4882			
関東	茨城県	水戸市笠原町978番6	商工労働部産業政策課	029-301-3529
	栃木県	栃木県宇都宮市塙田1-1-20	産業労働観光部経営支援課	028-623-3174
	群馬県	群馬県前橋市大手町1-1-1	商政課	027-226-3339
	埼玉県	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1	産業労働部産業支援課	048-830-3908
	千葉県	千葉県千葉市中央区市場町1-1	商工労働部経営支援課	043-223-2707
	東京都	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号	産業労働局商工部創業支援課	03-5320-4677
	神奈川県	神奈川県横浜市中区日本大通1	産業労働局産業部産業振興課	045-210-5639
	新潟県	新潟県新潟市新光町4-1	産業労働観光部産業政策課	025-280-5240
	山梨県	甲府市丸の内1-6-1	産業労働部新事業・経営革新支援課	055-223-1544
	長野県	長野県長野市南長野幅下692-2	産業労働部産業立地・経営支援課 創業・サービス産業振興室	026-235-7195
	静岡県	静岡県静岡市葵区追手町9番6号	経済産業部商工業局商工振興課	054-221-2181
	管轄局 → 関東経済産業局 新規事業課 048-600-0276			
中部	富山県	富山県富山市新総曲輪1-7	商工労働部経営支援課	076-444-3248
	石川県	石川県金沢市鞍月1丁目1番地	商工労働部産業政策課	076-225-1519
	岐阜県	岐阜県岐阜市藪田南2-1-1	商工労働部商業・金融課	058-272-8374
	愛知県	愛知県名古屋市中区三の丸3-1-2	産業労働部中小企業金融課	052-954-6332
	三重県	津市広明町13番地	雇用経済部中小企業・サービス産業振興課	059-224-2227
	管轄局 → 中部経済産業局 新規事業支援室 052-951-2761			
近畿	福井県	福井県福井市大手3-17-1	産業労働部新産業創出課	0776-20-0537
	滋賀県	滋賀県大津市京町4-1-1	商工観光労働部 中小企業支援課	077-528-3733
	京都府	京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	商工労働観光部ものづくり振興課	075-414-4849
	大阪府	大阪府大阪市住之江区南港北1-14-16	商工労働部中小企業支援室 商業・サービス産業課	06-6210-9492
	兵庫県	兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1	産業労働部産業振興局新産業課	078-362-4157
	奈良県	奈良県奈良市登大路町30	産業・雇用振興部産業政策課	0742-27-7005
	和歌山県	和歌山県和歌山市小松原通1-1	商工観光労働部企業政策局企業振興課	073-441-2760
	管轄局 → 近畿経済産業局 創業・経営支援課 06-6966-6014			
中国	鳥取県	鳥取県鳥取市東町一丁目220	商工労働部産業振興課	0857-26-7246
	島根県	島根県松江市殿町1	商工労働部産業振興課	0852-22-5486
	岡山県	岡山県岡山市北区山下2-4-6	産業労働部産業振興課産業支援班	086-226-7352
	広島県	広島県広島市中区基町10-52	商工労働局イノベーション推進チーム	082-513-3355
	山口県	山口県山口市滝町1-1	商工労働部経営金融課	083-933-3180
	管轄局 → 中国経済産業局 新事業支援室 082-224-5658			
四国	徳島県	徳島県徳島市万代町1-1	商工労働観光部企業支援課	088-621-2367
	香川県	香川県高松市番町4-1-10	商工労働部産業政策課	087-832-3353
	愛媛県	愛媛県松山市一番町4-4-2	経済労働部産業支援局産業創出課	089-912-2472
	高知県	高知県高知市永国寺町6-28	産業振興推進部産学官民連携・起業推進課	088-823-9781
	管轄局 → 四国経済産業局 新規事業室 087-811-8516			
九州	福岡県	福岡市博多区東公園7-7	商工部新事業支援課	092-643-3449
	佐賀県	佐賀県佐賀市内1-1-59	産業労働部産業企画課企画担当	0952-25-7586
	長崎県	長崎市江戸町2-13	産業労働部企業振興課	095-895-2525
	熊本県	熊本県熊本市中央区水前寺6-18-1	(商業分) 商工観光労働部商工労働局 商工振興金融課	096-333-2316
			(工業分) 商工観光労働部新産業振興局 産業支援課	096-333-2321
	大分県	大分県大分市大手町3-1-1	商工労働部 経営創造・金融課経営創造班	097-506-3232
	宮崎県	宮崎県宮崎市橘通東2-10-1	商工観光労働部商工政策課	0985-26-7098
	鹿児島県	鹿児島市鶴池新町10-1	商工労働水産部産業立地課	099-286-2964
	管轄局 → 九州経済産業局 新産業戦略課 092-482-5438			
沖縄	沖縄県	沖縄県那覇市泉崎1-2-2	商工労働部産業政策課	098-866-2330
管轄局 → 内閣府沖縄総合事務局 地域経済課 098-866-1730				